

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ実結 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ実結と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県藤沢市辻堂新町3丁目8番22号住園深澤203号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、地域社会において会員及びボランティアの有する個人資源を自ら組織し、その生活技術・技能等を発揮しケアワークの価値の生産・交換をはかり、参加型福祉の社会化を推進する。

- 2 本会は、神奈川県藤沢市及び隣接地域に在住する不特定かつ多数の高齢者や障がい者及び病弱者の在宅生活の支援を必要とする人々に、多様な生活支援サービスを相互扶助の精神で自主運営、自主管理の働きで行う非営利市民事業をもつて提供し、地域福祉の向上に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療または福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者、障がい者、病弱者のための家事介護などの生活支援サービス事業
- ② 地域福祉の向上に向けた学習及び研修、啓発を図る事業
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法115条の45第1項）
- ④ 介護保険の訪問介護事業
- ⑤ 障がい者居宅介護事業
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、その事業に相互扶助の精神を持って積極的に活動に参加する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人

(資格)

第7条 削除

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会はそのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は次の項目のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- ① 退会届けの提出をしたとき
- ② 本人が死亡した場合
- ③ 入会金及び会費を滞納した場合
- ④ 除名された場合

(退会)

第11条 会員は一か月前までに理事会に退会の意思を伝え、別に定める退会届けを理事長に提出して任意に退会する事ができる。

(除名)

第12条 本会は次に項目のいずれかに該当する場合は総会において会員総数の4分の3以上の議決によりその会員を除名することができる。

この場合、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- ① 本会事業の運営及び業務を妨害したとき
- ② 自己または第三者の利益のために本会を利用する等不正行為を行ったとき
- ③ 犯罪その他、社会的信用を著しく失う行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員および職員

(役員)

第14条 本会は、役員を置く。

- ① 理事 5人以上10人以内
- ② 監事 2人以内

2 理事のうち理事長1人および副理事長1人を置く。

(役員を選出)

第15条 理事および監事は総会において選出するものとする。

- 2 理事は会員から選出するものとする。
- 3 役員のうち、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第16条 役員は、定款および総会の決議等に基づき執行し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長及び副理事長の選任)

第17条 理事は理事長、副理事長を理事会において互選する。

(理事長及び副理事長の職務)

第18条 理事長は本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は理事長の職務を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代行する。

(理事の職務)

第19条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② 本会の財産状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの本会の財産の状況について理事に意見をのべ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第21条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後において後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第22条 理事又は監事のうちその定款の3分の1を超える者が欠けたときは渋滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て当該役員の解任をすることができる。

- ① 心身の故障のために職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 業務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により解任する場合は当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第24条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員の報酬に関しては総会で定めるものとする。

(職員)

第25条 本会は職員をおくことができる。

- 2 本会の職員は理事長が任免する。

第5章 総会

第26条 本会の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の開催)

第27条 総会は本会の組織・運営の執行について決定する最高議決機関とする。

2 総会は、会員によって構成され、原則1回開催する。

(通常総会の招集)

第28条 理事長は毎事業年度終了の日から2ヶ月以内に通常総会を招集をしなければならない。

2 通常総会を招集するときは会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知して行うものとする。

(臨時総会の招集)

第29条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

② 2会員の5分の1以上から会議の刻的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

③ 第20条第4号の規定により監事から招集があった場合

2 臨時総会は前項第3号の場合を除き、理事長が請求のあった日から20日以内に召集しなければならない。

3 臨時総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(権能)

第30条 総会は以下の項目について議決する。

① 決算及び事業報告

② 毎年度の活動方針及び事業計画

③ 毎事業年度の予算案

④ 役員の選任及び解任

⑤ 役員の報酬

⑥ 定款の変更

⑦ 長期借入金に関する事項

⑧ 入会金・会費に関する事項

⑨ 解散及び合併

⑩ その他重要事項

(議長)

第31条 総会の議長はその総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第32条 総会は会員数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第33条 総会における議決事項は第28条第2項及び第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(表決権等)

第34条 各会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会を出席できない会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 総会の議決についてとくべつの利害関係を有する会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 「総会の議事」については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第36条 理事会は理事をもって構成する。

（権能）

第37条 理事会はこの定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第38条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めた時
- ② 理事総数の3分の2以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- ③ 第20条第5号の規定により監事からの請求があったとき

（招集）

第39条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第40条 理事会の議長は理事長が任命する。

（定足数）

第41条 理事会は理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。

（議決）

第42条 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

（表決権等）

第43条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する事ができる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決にくわわる事ができない。

（議事録）

第44条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数及び出席者数（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産）

第45条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄附金品
- ④ 財産から生じる収益
- ⑤ 事業に伴う収益
- ⑥ その他の収益

（資産の管理）

第46条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第47条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- ① 収益費用の執行は予算に基づいて行うこと。
- ② 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- ③ 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものであること。
- ④ 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業計画及び予算）

第48条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第49条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を執行することができる。

- 2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第50条 事業報告及び決算は毎事業年度ごとに理事会が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（長期借入金）

第52条 本会が資金の借用をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この定款の変更は、総会において出席した会員の4分の3以上の賛成をもって議決する。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）
- ② 資産に関する事項
- ③ 公告の方法

(解散)

第54条 本会は次に掲げる事由によって解散する。

- ① 総会の決議
 - ② 目的とする事業の不能
 - ③ 会員の欠乏
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産
 - ⑥ 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第55条 本会が合併しようとするときは総会において会員数の4分の3以上の議決を経かつ所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 解散（合併または破産による解散を除く）後の残余財産は総会において議決した特定非営利活動法人に帰属するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第57条 本会の公告は官報にて掲載しておこなう。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載する。

第10章 雑則

(事務局)

第58条 本会は事務局を置くことができる。

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立時の役員は次の通りとする。

理事長	武藤	美智子
副理事長	永井	和江
理事	伊藤	恭子
同	高橋	光子
同	高峯	千春
監事	岡田	朋恵
同	菅原	順子

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年5月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第51条の規定にもかかわらず、設立の日から2003年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は第48条の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本会の設立当初の入会金、会費は以下のとおりとする。

(1) 正会員	入会金	1,000円
	会費	0円
(2) 賛助会員	入会金	1,000円
	会費	0円

附則

この定款は 2005年1月24日から施行する。

附則

この定款は 2006年9月13日から施行する。

附則

この定款は 2007年8月29日から施行する。

附則

この定款は 2013年2月7日から施行する。

附則

この定款は 2017年1月27日から施行する。

附則

この定款は 2018年9月20日から施行する。

附則

この定款は 2019年10月16日から施行する。

附則

この定款は 2021年8月10日から施行する。

附則

この定款は 2023年9月7日から施行する。

附則

この定款は 年 月 日から施行する。